

措置状況報告書

監査の名称：平成26年度 定期監査、指定管理者監査

部 局 名：商工農政部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等
<p>【定期監査】</p> <p>[産業振興課]</p> <p>(1) 支出負担行為事務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林セラピー体験ツアー業務委託の業務内容は、仕様書において企画及び事前準備と定められている。 <p>しかしながら、企画書が提出されておらず、口頭による協議により業務を実施していた。</p> <p>企画に係る委託業務契約等においては、金額に関わらず成果品が必要であることから、今後は受託者に企画書等の成果品の提出を求めるよう要望する。</p> <p>また、仕様書の内容が具体性に欠けるため、口頭による協議により業務を実施しているが、履行確認が不十分になることから、仕様書に業務内容を具体的に記載されるよう要望する。</p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年3月15日に開催した森林セラピートレイルランニング大会において、参加者が転倒し、負傷する事故が発生した。 <p>今後は、安全管理を徹底し、コースの変更を検討するなど事故の再発防止に努められたい。</p> <p>[商工労政課]</p> <p>(1) 補助金の交付事務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額の確定審査が適確に行われていないもの <p>おおいたトイレナーレ実行委員会補助金交付要領では、市長は実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付決定の条件等に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の</p>	<p>(1)</p> <p>今年度行った「森林セラピー体験ツアー」は、過去に行った体験ツアーの企画をもとに開催したため、新たな業務委託契約の締結はありません。</p> <p>今後も、過去に行った企画をもとに体験ツアーの開催を予定しており、新たな業務委託契約の締結はしない予定ですが、企画に係る業務委託契約等を締結した場合には、受託者に企画書等の成果品の提出を求めてまいります。</p> <p>また、仕様書に記載する内容についても、具体的な内容を記載するようにいたします。</p> <p>(2)</p> <p>本年秋頃に開催予定の大分市森林セラピートレイルランニング大会実行委員会において、安全管理の見直し案について検討してまいります。</p> <p>補助金の過払い分を平成27年5月14日に当該団体より返還させました。</p> <p>今後、このようなことがないように十分注意いたします。</p>	<p>措置方針決定済</p> <p>検討中</p> <p>措置済</p>

<p>額の確定をするとされている。</p> <p>しかしながら、概算交付した補助金について、適確な審査が行われておらず、減額の精算をせずに補助金の額を確定していた。</p> <p>今後は、実績報告書等の内容を精査し、適確な補助金の額の確定審査に努められたい。</p> <p>[農林水産課]</p> <p>(1) 補助金の交付事務について</p> <ul style="list-style-type: none"> 猪被害防護柵設置事業補助金交付要綱では、補助金の交付の対象となる経費は、猪被害防止のために設置する防護柵の資材の購入に要する経費とし、補助率は3分の2以内とされているが、実施案内には補助対象の種類や補助金額の上限が定められていた。 今後は、補助対象の種類や補助金額の上限を実施案内ではなく、補助金交付要綱等で定められるよう要望する。 <p>[観光課]</p> <p>(1) 入園料等の徴収事務について</p> <p>ア. 公金徴収委託事務が不適正なもの 私人に徴収又は収納の事務を委託することができる普通地方公共団体の歳入は、地方自治法施行令の規定により、具体的な項目が定められている。</p> <p>しかしながら、施行令の規定以外の高崎山おさる館の売店等に係る電気代、水道代等について、公金徴収委託の受託者である大分市高崎山管理公社に徴収させ、市が雑入として収納しているものが見受けられた。</p> <p>今後は、法令に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>イ. 入園料等の徴収事務が不適正なもの 大分市財務規則の規定では、繰替払ができる経費として高崎山自然動物園入園者のあっせんに係るあっせん手数料及び送金手数料並びに電子マネーの利用に係る取扱手数料当該あっせん等により収納した入園料とされており、また、繰替払をしたときは、公金振替の手続により正当科目から支出し、当</p>	<p>補助金交付要綱を改正し、要綱中に補助対象経費の種類と補助金額の上限を定めました。</p> <p>(1) ア. 平成27年度から、高崎山おさる館の売店等に係る電気代、水道代等については、市が直接収納するように改めました。</p> <p>イ. 平成27年度から、大分市高崎山管理公社に徴収委託している大分市高崎山自然動物園の入園料及び使用料について、市が公社から収納した入園料等の内、観光券等のクーポン券や電子マネーによる入園料等については、あっせん等手数料を含んだ金額で調定し収納するように改めました。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p>
---	--	----------------------------------

<p>該歳入科目に補てんしなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、大分市高崎山管理公社に徴収委託している大分市高崎山自然動物園の入園料及び使用料について、市が公社から収納した入園料等の内、観光券等のクーポン券や電子マネーによる入園料等については、あっせん等手数料を差し引いた金額で調定し収納しており、歳入科目に補てんしていないものが見受けられた。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>ウ. 公金徴収事務委託契約により大分市高崎山管理公社が徴収している入園料等の収入が、実際に市に納入されるまで長期間経過しているので、速やかに納付するよう指導されたい。</p> <p>エ. 大分市高崎山自然動物園の入園者数増加に向けた取り組みを引き続き展開されるよう要望する。</p> <p>(2) 公有財産の管理事務について ア. 財産台帳及び公有財産貸付台帳が整備されていないもの 大分市公有財産規則の規定では、部長等は、その所管に属する公有財産について財産台帳(第5号様式)を備え、公有財産の種類に従い必要な事項を記載し、異動のあったときは、直ちに整理しなければならないとされている。また、部長等は、その所管に属する公有財産について、貸付及び使用許可の状況を明らかにするため公有財産貸付台帳(第7号様式)を備え、当該財産に異動を生じた場合には、その都度整理しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、規則に定められた財産台帳及び公有財産貸付台帳が整備されていなかった。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>ウ. 入園料等の収入については、これまで月単位で納付されていましたが、平成27年度からは週単位で納付するように改めました。</p> <p>エ. 観光課として主体的に入園者数増加に向けた取り組みを展開していくとともに、大分市高崎山管理公社とも連携し、要望に応えられるように努めます。</p> <p>(2) ア. 現在、財産台帳及び公有財産貸付台帳を整備中です。今後は、規則に従い適正な事務処理に努めます。</p>	<p>措置済</p> <p>措置方針決定済</p> <p>措置方針決定済</p>
--	--	--

<p>イ. 行政財産の使用許可漏れのもの 大分市公有財産規則の規定では、部長等は、行政財産を使用しようとする者から行政財産使用許可申請書（第15号様式）を提出させるとともに必要書類を整備してその手続をしなければならないとされている。 しかしながら、高崎山自然動物園内に設置している電話柱の行政財産使用許可に係る手続をしていないものが見受けられた。 今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>イ. 本件については、監査課への提出時点では、使用許可関係書類が見当たらず「許可漏れ」としていましたが、その後、適正な事務処理をしたのち関係書類を別ファイルに綴じていたことがわかりました。 今後は、関係書類の適切な管理に努めます。</p>	<p>措置済</p>
<p>ウ. 行政財産の使用料変更の事務処理を行っていないもの 大分市財務規則の規定では、収入命令者は、調定した後において過誤その他の理由により当該調定の変更又は取消しの必要があるときは、直ちに収入調定書により変更等の手続をしなければならないとされている。 しかしながら、行政財産使用料の算定に誤りがあったものについて、使用料の調定変更や使用許可書の再交付の手続をせずに、還付をしているものが見受けられた。 今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>ウ. 指摘箇所については、速やかに是正しました。今後は、規則に従い適正な事務処理に努めます。</p>	<p>措置済</p>

措置状況報告書

監査の名称：平成26年度 定期監査

部 局 名：下水道部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等
<p>【下水道営業課】</p> <p>(1) 公共下水道使用料の徴収事務について</p> <p>平成27年1月に公共下水道使用料の徴収事務において、データ入力誤りにより一部口座引落としがされないという事案が発生した。</p> <p>今後は、事務処理方法やチェック体制を見直すなど再発防止に努められるよう要望する。</p> <p>【下水道建設課】</p> <p>(1) 契約事務について</p> <ul style="list-style-type: none">・契約事務手続に不備があるもの <p>大分市契約事務規則の規定では、契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格を定めなければならない。ただし、予定価格が30万円以内のときは、予定価格調書の作成を省略することができる。とされている。</p> <p>しかしながら、契約金額が30万円を超えている汚水雨水施設工事に伴う筆界特定申請業務委託契約事務手続において、予定価格調書が作成されていないものが見受けられた。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>(1) 口座振替データ作成時の抽出条件を簡素化し、入力ミスを防止するためのシステム変更を行いました。</p> <p>また、職員相互のチェック機能を強化するため、決裁時の添付資料を見直しました。</p> <p>(1) 予定価格調書の添付漏れがありましたので添付しました。今後は、大分市契約事務規則の規定に基づき適正な事務を行い、誤りのないよう十分注意いたします。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

【下水道施設課】

(1) 都市下水路占有料等の徴収事務について

- ・領収証書の首標金額を訂正しているもの

大分市財務規則の規定では、証拠書類の金銭及び物件の首標数字は訂正することができないとされている。

しかしながら、下水道図面等の資料複写代の領収証書において、首標金額を訂正しているものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

(1) 適正な事務処理を行うように、窓口業務に携わる職員を対象に研修を行うとともに、注意事項を窓口職員の見える箇所に掲載し、再発防止に努めております。

措置済